日本弁理士会会則等に基づく会員の処分等手続フローチャート

日　本　弁　理　士　会　　会　長

紛議調停の請求（弁理士法第67条/会則第122条）

会員又は当事者その他関係人は、弁理士会に対し、会員の業務に関する紛議の調停請求をすることができる。

紛議調停

（会則第13章/会令第46号「紛議調停規則」）

紛議調停委員会の担当委員が、事件の調停を行う。

※調停が成立したときは、当事者は結果に従わなければならない。

（手続期間）原則月１回以上の期日を開催し、４回の期日以内に結審することを目安とする。

手続の終了
（成立／不成立／調停請求の取下げ等）

経済産業大臣に対する懲戒の請求

（弁理士法第33条）

弁理士に弁理士法第32条に該当する事実があると思料するときは、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

経済産業大臣による懲戒

（弁理士法第5章）

懲戒の種類（弁理士法第32条）

一　戒告
二　2年以内の業務の全部又は一部の停止
三　業務の禁止

苦情申立　（会則第48条の2）

会長は、会員の業務に関する苦情を受けたときは、コンプライアンス委員会に対し、苦情事実の確認、調査、当事者間の意見調整を行うよう指示する。

弁理士業務及びハラスメントに関する苦情等の相談室

（会令第85号「コンプライアンス委員会規則」/内規第105号「弁理士業務及びハラスメントに関する苦情相談室設置規則」）

コンプライアンス委員会の担当員が、苦情事実の確認、解決に向けた当事者間の意見調整を行う。

（手続期間）原則として2か月以内に対応を終了する。

手続の終了
（合意成立/原因の解消/解決困難/取下げ等）

処分の請求　（会則第50条）

会員に会則第49条第1項に該当する事実があると思料するときは、会長に対し、当該会員の処分を求めることができる。

綱紀委員会による調査

（会則第51条/会令第38号「綱紀委員会規則」）

綱紀委員会が、当該会員について会則第49条第1項の処分事由に該当する事実の有無を調査する。

（手続期間）6か月以内に調査の結果を出すように努める。

処分事由該当事実なし → 手続終了

処分請求人からの　不服の申立

（会則第51条の2/会令第77号「不服審議委員会規則」）

不服審議委員会が再度事実調査を行い、会長に調査結果を報告する。

処分事由該当事実あり

処分事由該当事実なし → 手続終了

審査委員会への送致

（会則第52条/会令第37号「審査委員会規則」）

1．審査委員会審査部は、当該事案が処分事由に該当するか否か審査し、処分について決議する。
（手続期間）50日以内に決議する。
※50日の延長が可能

2．決議に対して異議の申立てがあった場合は、覆審部が再審査を行う。（手続期間）30日以内に決議する。
※30日の延長が可能

処分を行わない

処分の執行　（会則第49条及び第53条）

会長は、審査委員会の処分を求める決議が確定した場合、処分を執行する。

処分の方法（会則第49条第2項）

（1）戒告
（2）会則によって会員に与えられた権利の2年を限度とする停止
（3）経済産業大臣に対する懲戒の請求
（4）退会

情報提供等（会則第38条、各地域会規則第16条第1項）

・会員からの、他の会員の法、命令、会則、会令違反行為の申告
・地域会会長からの、地域会会員の弁理士法、例規違反行為の報告

コンプライアンス委員会による調査

（会則第48条の2/会令第85号「コンプライアンス委員会規則」）

コンプライアンス委員会の担当員が、必要な事実調査をし、結果を同委員長を通じて速やかに会長に報告する。

会則第49条第1項に該当する事実があるか判断
（会長）

手続終了

会員に対する監督

（会則第47条及び第48条）

1．本会は会員に対して、必要な勧告又は指示をすることができる。

2．本会は会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

継続研修義務不履行者

（法31条の2/会則第57条、会則第57条の2、会則第57条の2の2）

定められた期間内に継続研修の受講を完了しない会員に対する処分手続

継続研修履修状況管理委員会による調査

（会令第89号「継続研修履修状況管理規則」）

継続研修履修状況管理委員会が、継続研修義務不履行者とされた会員について、会則第54条の2の処分事由に該当する事実の有無を調査する。

処分事由該当事実あり

処分事由該当事実なし

処分執行の有無の決定（会長）

処分を行わない

処分の執行　（会則第54条の2）

継続研修履修状況管理委員会の決議を経て、会長が処分を執行する。

2024/12/18